

香川県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第65号

香川県営住宅条例の一部を改正する条例

香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格) 第6条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であること。</u></p> <p>2 <u>被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失</u></p>	<p>(入居者の資格) 第6条 一般県営住宅又は特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号（公営住宅法施行令第6条第1項に規定する者にあつては、第1号を除く。）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）がある者であること。</p> <p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(3) 入居の許可の申請をした日において、規則で定める収入のある者であること。</p> <p>(4) 知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、入居の許可の申請をした日において、県税を滞納していない者であること。</p> <p>(5) 入居の許可の申請をした日において、県営住宅の家賃を滞納していない者であること。</p> <p>(6) 入居の許可の申請をした日において、県営住宅の家賃に滞納がある者と当該家賃が未払となっている期間に配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として同居していた事実がない者であること。</p> <p>(7) 同居しようとする親族のうちに、前2号の条件のいずれかを具備しない者を含まない者であること。</p> <p>2 <u>被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、前項の規定に</u></p>

した住宅に居住していた者並びに当該住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業並びに被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2号）第18条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要になった者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前項第2号の条件を具備する者を同項第1号及び第3号から第7号までの条件を具備する者とみなす。

3 略

第6条の2 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、前条第1項第4号から第8号までの条件を具備する者であつて、かつ、次の各号の条件のいずれかを具備する者でなければならない。

(1)・(2) 略

(入居の許可の取消し等)

第25条 略

(1)～(4) 略

(5) 正当な事由がなくて引き続き15日以上県営住宅を使用しないとき。

(6) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）

(7)～(9) 略

2 略

(損害賠償)

第26条 略

2 知事は、前条第1項第2号から第9号までの規定に該当することにより同項の請求を行った場合で、当該請求を受けた者が同条第2項の期限までに当該県営住宅を明け渡さなかったときは、当該請求を受けた者に対して、当該期限の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を損害賠償として徴収することができる。

3 略

かかわらず、一般県営住宅又は特別県営住宅に入居することができる。

3 略

第6条の2 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、前条第1項第4号から第7号までの条件を具備する者であつて、かつ、次の各号の条件のいずれかを具備する者でなければならない。

(1)・(2) 略

(入居の許可の取消し等)

第25条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対して、当該県営住宅の入居の許可を取り消し、又は当該県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 略

(5)～(7) 略

2 略

(損害賠償)

第26条 略

2 知事は、前条第1項第2号から第7号までの規定に該当することにより同項の請求を行った場合で、当該請求を受けた者が同条第2項の期限までに当該県営住宅を明け渡さなかったときは、当該請求を受けた者に対して、当該期限の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を損害賠償として徴収することができる。

3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。